

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

◇ 規 則	ページ
○ 北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	491
○ 北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	492
○ 北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	493
○ 北九州市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	494
◇ 告 示	
○ 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域支援部介護保険課】	495
◇ 交 通 局	
○ 北九州市交通局就業規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】	497

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則

障害者自立支援法等の一部改正に伴い、北九州市児童福祉措置費等徴収規則において引用する障害者自立支援法の題名等を改めることにしました。

この規則は、平成25年4月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則

障害者自立支援法等の一部改正に伴い、北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則において引用する障害者自立支援法の題名等を改めることにしました。

この規則は、平成25年4月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則

障害者自立支援法等の一部改正に伴い、北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則において引用する障害者自立支援法の題名等を改めることにしました。

この規則は、平成25年4月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

障害者自立支援法の一部改正に伴い、北九州市身体障害者福祉法施行細則において引用する障害者自立支援法の題名を改めることにしました。

この規則は、平成25年4月1日から施行することにしました。

北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成25年3月8日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第12号

北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則

北九州市児童福祉措置費等徴収規則（昭和40年北九州市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」に改める。

別表第2の備考第2項第3号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

別表第4の備考第4項中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同表の注書中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月8日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第13号

北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則

北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則（昭和46年北九州市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表第1の注書第4項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

別表第2の注書第2項中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月8日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第14号

北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則

北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則（昭和61年北九州市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表第1の注書第4項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

別表第2の注書第1項中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する

平成 25 年 3 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 15 号

北九州市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

北九州市身体障害者福祉法施行細則（平成 11 年北九州市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

付 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市告示第50号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第78条の11第1項第2号及び第115条の20第1項第2号の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月8日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	代表者の氏名	廃止年月日
40792 00202	小春の家 福岡県田川郡香春町大字鏡山268番地	有限会社ヒューマンケア 福岡県田川郡香春町大字鏡山268番地	植田絹子	平成22年 12月16日
40750 00143	グループホームやすらぎの里 福岡県遠賀郡水巻町吉田南二丁目9番1号	社会福祉法人福祉松快園 福岡県遠賀郡水巻町吉田南二丁目9番1号	松岡功峻	平成23年 2月21日
35778 00331	グループホームうぐいすの里 山口県下関市菊川町大字下岡枝1062番地	社会福祉法人菊水会 山口県下関市菊川町大字下岡枝1064番地	青柳龍平	平成23年 3月28日
40751 00273	グループホームひまわり 福岡県遠賀郡岡垣町内浦955番地1	竹井不動産有限公司 福岡県遠賀郡岡垣町手野912番地2	竹井節子	平成24年 4月30日

2 認知症対応型通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	代表者の氏名	廃止年月日

3 5 7 7 6 0 0 2 0 2	秋穂あかり園 デイサービス センター 山口県山口市 秋穂東 3 9 8 0 番地	社会福祉法人 博愛会 山口県山口市 秋穂東 3 9 8 0 番地	高橋幹治	平成 2 4 年 1 1 月 1 9 日
------------------------	---------------------------------------------------------	----------------------------------------------	------	----------------------------



北九州市交通局管理規程第1号

北九州市交通局就業規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月8日

北九州市交通局長 西 之 原 鉄 也

北九州市交通局就業規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程

北九州市交通局就業規程等の一部を改正する規程（平成23年北九州市交通局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

付則別表を次のように改める。

## 付則別表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	124,500	158,700	189,300	216,700
2	127,200	164,400	196,200	223,600
3	130,700	170,600	203,200	230,500
4	134,200	176,700	209,900	237,500
5	138,400	182,800	216,700	244,600
6	143,000	189,100	223,600	251,800
7	147,700	195,900	230,500	259,100
8	152,300	202,700	237,600	266,300
9	158,100	209,400	244,700	273,500
10	163,900	216,100	251,900	280,900
11	169,700	223,100	259,200	287,600
12	175,700	229,900	266,400	294,900
13	181,700	236,400	273,300	302,200
14	187,800	242,500	279,100	309,300
15	193,800	248,400	285,200	316,500
16	199,900	254,300	291,300	323,500
17	205,900	259,800	296,900	330,100
18	211,500	265,000	302,300	336,400
19	217,100	269,700	307,700	342,700
20	222,500	274,400	312,900	348,500
21	227,600	279,300	317,900	353,900
22	232,800	283,700	322,600	359,300
23	238,000	287,700	327,400	364,600
24	242,500	291,100	332,000	369,100
25	246,900	294,200	336,500	373,100
26	250,800	296,800	340,800	377,000
27	254,400	299,300	345,000	380,900
28	257,400	301,800	349,000	384,600
29	259,800	303,700	352,800	388,400
30	262,100	305,600	356,500	392,000
31	264,100	307,500	360,100	395,500
32	266,200	309,200	363,600	399,000
33	268,100	310,800	367,100	
34	269,400	312,500		
35		313,900		
36		315,300		

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。